



～ 建設事業・自動車運転業務についても令和6年4月以降、残業の上限が適用されます ～

これまで残業時間の上限について適用を猶予されていた、建設事業・自動車運転業務の猶予終了まで4ヶ月を切りました。  
もし、上限を超えて働いている場合、働き方を見直す必要があります。

令和5年8月号のあおば新聞でもご案内をしましたが、適用猶予終了を受け、『そもそもどのように変わるのか?』、『こんな場合はどうするのか?』、『他の会社はどのように対策・対応をしているのか?』を取りまとめましたので、今後の方針決定の材料に  
していただき、ご不明点・相談事項等は、あおば事務所までご連絡ください。

～ 変更点の主なポイント ～

適用猶予期間中 (～令和6年3月31日)

	建設事業	自動車 運転業務
(原 則 時 間)	1日	適用なし
	1ヶ月	適用なし
	1年	適用なし
	限度時間を定める期間	1日、1日を超え 3カ月以内の期間、1年
特 別 条 項	1ヶ月 (休日労働を含む)	適用なし
	1年	適用なし
	月45時間超の回数	適用なし
	健康福祉確保措置	適用なし
罰 則 付 き 上 限	月100時間未満 (休日労働を含む)	適用なし
	月平均80時間以下 (休日労働を含む)	適用なし

適用猶予期間終了後 (令和6年4月1日～)

	建設事業	自動車 運転業務
(原 則 時 間)	1日	上限なし
	1ヶ月	45時間 (【※】42時間)
	1年	360時間 (【※】320時間)
	限度時間を定める期間	1日、1ヶ月、1年
特 別 条 項	1ヶ月 (休日労働を含む)	100時間未満 (2～6ヶ月で平均して 80時間以内)
	1年	720時間 (休日労働を除く)
	月45時間超の回数	年6回まで
	健康福祉確保措置	義務
罰 則 付 き 上 限	月100時間未満 (休日労働を含む)	適用なし
	月平均80時間以下 (休日労働を含む)	適用なし

【※】… 変形労働時間制を採用している会社の場合の時間数

よくあるご質問

Q1. 令和6年4月になったら、今有効になっている36協定も結びなおす必要があるの?

A1. 令和6年4月1日以降も同契約が有効ですので、時間外労働の上限規制はかかりません。ただし、令和6年4月1日以降に取り  
交わす場合は、上限規制が適用されますので、他社の取り組み事例を参考に、今後の取り組みについてご検討ください。

Q2. 36協定で取り決めた時間以上の残業時間を働かせてしまった場合、どうなるの?

A2. 取り決めていた時間以上に働かせた場合、「6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金」が科される可能性があります。

他社の取り組み事例

建築、土木、ハウジング工事等、従業員73名

【取り組み前の状況】・若者の入社希望が少なく、人手不足の状況が生じていた。

【取り組み内容】・残業計画書の提出を義務化。残業見込みが60時超の社員がいる場合は追加人員を投入。業務を計画的に平準化。

【取り組みの結果】・2年前は会社全体で月平均28.6時間だった残業時間を14.1時間に短縮。年次有給休暇の取得率は平均で約20%向上。

運送業の「荷待ち」にかかわる事例です

【取り組み内容】・B運送側でも配送ルートの見直しなど含め時間短縮に向けた取組を実施しましたが、当初は管理者側からの改善案とな  
っていたため、うまく成果が出なかった。そこで、ドライバーにも協力を仰ぎ、様々な改善策を試行錯誤した結果、  
荷主側から荷待ちの問題を考慮した新規の倉庫について提案を頂き、倉庫新設に伴い荷待ちがなくなった。

【取り組み内容】・荷役分離が可能となる「スワップボディコンテナ車両」を導入した。荷役作業と配送作業を分担する事でドライバー  
の拘束時間の削減ができ、さらに、コンテナの着脱も20分程度で完了するため、大幅な拘束時間の削減となった。

最新の特集はこちらをご覧ください!!

- ・ 労働条件の明示事項の改正について … あおば新聞 No217 (令和5年7月号)
- ・ アルコール検知器を使つてのアルコールチェックについて … あおば新聞 No220 (令和5年10月号)
- ・ 「年収の壁」について … あおば新聞 No221 (令和5年11月号)

豊かな自然の中で、社内研修や会合・懇親会を行ってみませんか?

私たちヘリテージリゾートは、埼玉県熊谷市を中心として、武蔵丘陵の豊かな緑と四季折々の花々に  
囲まれ、心も体も健やかに生まれ変わるリゾートホテルを運営しております。  
宿泊プランも皆様のご要望にお応えできるよう、ファミリーからビジネスの各場面でご利用いただける  
プランを様々な用意させていただいております。  
最近では、豊かな自然を満喫していただけるように、グランピングのプランもスタートいたしました。

弊社では、日帰りで研修施設やBBQ施設、温泉施設等もご利用いただけますし、  
また、当ホテルでは、クリスマスやお正月に、お客様に特別な一日を過ごしていただくためにホテル  
謹製のスペシャルメニューやディナーショー等も受け付けております。  
皆様のビジネススタイルやライフスタイルに合わせて当ホテルをご利用ください。  
当ホテルの詳細につきましては、以下の連絡先やURLにお気軽にアクセスください。

ご連絡先 : 株式会社ヘリテージリゾート 営業部 048-536-1210  
URL : 埼玉県熊谷の天然温泉リゾート ホテルヘリテージ【公式】 <https://www.hotel-heritage.co.jp/>



あおばの研修 (組織力アップ、定着向上の為の本質論です)

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます!

- ★組織活力アップ研修 全ての根本がここに! 基本は全4回、期間は約3ヶ月
- ★問題解決プログラム 困難を打ち破り問題を解決していく力を養います!
- ★経営幹部、管理職研修 管理職に必要な意識と心得をお伝えします。
- ★チームビルディング 実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも?
- ★超採用面接術 他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。

組織活力が特にオススメ!



あおば事務所の年末年始休業

令和5年12月29日(金)～令和6年1月5日(金) 午前中まで休業とさせていただきます。